

令和2年第5回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和2年5月7日 午後2時59分
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和2年5月7日 午後2時59分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和2年5月7日 午後3時39分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

萩尾利光、市川光秀、中山榮二

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

山内公昭、市川勘一、砥綿英彦、松原剛、高田長次、佐藤英昭、八尋泰憲

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第14号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

議案第11号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第12号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第13号 非農地証明願いについて

農政

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：それでは、皆さん、こんにちは。ただいまから始めさせていただきます。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第5回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

ではまず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、2番委員の大石様、8番委員の井上様、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従い審議をお願いいたします。お手元に配付しておりました議案の目録の順序に従って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速、1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第14号、議案書のとおり農地の権利移動届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、外4筆。地籍、田4,418平米、合計4,418平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はございません。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

議案第11号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について地区担当委員であります□番委員、□□様、よろしく説明をお願いいたします。

○委員：1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。自作地8,960平米。譲渡人、名古屋市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田750平米、合計750平米。異動の内容、申請理由、相手方要望、契約内容、贈与となっております。□□さんは、今、49歳になられるんですね。家族が5人で暮らされて農業をされています。自作地が6,107平米ございまして、今、農機具、トラクター、軽トラ、田植機、コンバイン、各1台ずつ持ってあります。場所としては、地図が3ページにございます。

宅地と本当に隣接したところを贈与されました。歩いて1分のところですよ。農業実数が□□さんは200日で、奥さんが100日、お母さんが200日となっているそうです。取得後は田んぼとして利用されるそうです。裏作としては野菜と花を作りたいということでございます。水田としては、今まで違う方が管理されておりましたけれども、そちらの方が外されて、今度は田を植えるということです。水田とするためには、周囲の農地に農業としての影響はございません。農薬の散布

については、地域の防除基準に従ってしまいますということになっております。

なぜ権利の移動をされたかという、昔からすごくもめられて、□□さんという方は今、名古屋のほうに移られて、家は違う方が入られております。それで、□□さんと昔からもめていたということで、売買という形でなくて贈与という形にしましたということでした。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局から追加説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員に御説明いただいたとおりで特に説明等はありません。
以上です。

○議長：それでは、今の1番につきまして、質疑・意見のある方はお願いします。ありませんか。

○委員：今、売買と言われましたよね。贈与と書いてあるけど売買と。

○委員：贈与です。

○委員：贈与でいいんですね。

○委員：はい、贈与です。慰謝料を、今までもめた分を、お金にしなくてこの田んぼで計算しましょうということになったそうです。

○委員：分かりました。

○議長：ほか、よろしいですか。

(なし)

○議長：では、質疑等ないので、この件につきまして採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番につきまして、地区担当委員、□番の□□委員、説明をよろしくをお願いいたします。

○委員：2番、菊池市□□、□□さん。譲渡人が福岡市□□、□□さん外3名。外3名というのは、兄弟の方ですね。4人兄弟で共有してあったということらしいです。申請地の表示、□□、外ありません。田として1枚、1,721平米。申請理由は相手方の要望で、契約内容は売買です。

この方は、菊池市で遠方なんですけれども、下限面積とって各県の農業委員会の申合せで5反以上あれば要件を満たすということになっております。位置等については距離とか時間を含めて計算してありますけれども、私のほうの窓口で、そこのところは詳しくは県の指導を仰ぎたいということで伝えております。私は現地を見に行っただなんですけれども、1,721平米の田んぼの真横に娘さん夫婦がいて、田んぼをすいて、その家のトラクターも、「このトラクターは誰のです

か」と言ったら、「私たちが買いました」と言って、トラクターも準備して「私がすきました」ということで、子供さんが乗り気で一生懸命田んぼをすいてやってありました。今後も親に協力というような形でやっていきたいということを書いてありました。

以上です。

○議長：それでは、2番のほうにつきまして、本件に対する質疑・意見のある方はお願いします。

○委員：ここは説明はないんですか。

○議長：ごめんなさい。事務局のほうから。失礼いたしました。

○事務局：内容につきましては□□委員に御説明いただいたとおりでございます。若干の補足でございますが、位置図、それから字図については5ページ、6ページのほうに場所等が示されていると思います。説明がありましたとおり、譲受人の耕作状況を記載しておりますが、現在、田んぼで6,785平米、畑126平米と、合計6,911平米耕作されております。また、参考までに、譲受人さんが経営されている農事組合法人は貸付地3万8,000平米ほどを熊本のほうでやっておられる状況です。

今回の申請地は、先ほどお話がありましたとおり、娘さん夫婦が住まれている隣の隣ということになります。場所は、6ページが分かるかと思いますが、今回の申請地の隣に番地で428-3、こちらが娘さん夫婦が住んでいらっしゃる自宅となっております。今回の譲受人さんの住所につきましては、熊本県菊池市ということになっておりますが、今回の申請地の耕作につきましては、隣に住んでいらっしゃる娘さん夫婦、それから、譲受人さんが熊本から通作をされながら一緒に行くということで話を伺っております。娘さん夫婦は菊池市での農業従事者の経験もあります。

また、今回の申請地でございますが、説明にありましたとおり、所有者は今、4人共有の名義となっております。全員が市外にいらっしゃるということで、その4人の皆さんのほうから娘さん夫婦に農作業の委託を受けてこれまで、トラクターで耕起であったり、野菜の栽培ということを行って農地の管理を行っていたというものでございます。

今後、取得後に当たっては、トウモロコシであったりハウレンソウの作付を行う予定ということで、周囲への影響はないと思われまます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございました。どうも失礼しました。

それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。どうぞ、□□委員さん。

○委員：確認なんですけれども、娘さんとかいろいろ書いてありますが、この□□さんの娘さんということですか。

○事務局：はい。

○委員：□□さんは女性ですよ。お父さんはいなくて、この方が法人の経営者ということですか。そうじゃなくて……。この方が今度譲受人になるじゃないですか。一応5,000平米の制限があるからお母さんの名前にしてるということでもいいんですか。

○事務局：そうなります。

○委員：だから、本当は法人としてはまた別の法人があつて、それが何万平米もあるというようなことですか。

○事務局：そうです。

○委員：それは法人としての所有者で、お母さんはお母さんでこれだけ所有しているということでもいいですか。

○事務局：はい、そのとおりです。個人さんの所有の面積でございます。

○委員：一番問題なのは、わざわざ熊本から機械を持ってくるものなのか。ここに常時あるのかというところをちょっと確認しておきたいと思います。

○委員：私が家庭訪問しました際、ちょうど旦那さんも奥さんもおられて、現地のこの田んぼは誰がすいたんですかとか、水利は知ってますかとか聞いたところ、いろいろ全部私たちがしました。トラクターを家の横に置いてあるんですよ。「あなたが本当にすいたんですか」と言ったら、「はい、私がすきました」と。それは、□□さんの子供さん、息子さんかな、そっちが教えに来て、そして、この住んでいる娘さんは結婚されて□□さんになってるんですよ。その□□さんももともと農業をしていたらしいんですよ。だから、「全部できます」といったことで、私は転売したりどうのこうのしません、間違いなく農地としてきちっとやっていますとことまで、私は口頭では伺っております。

○委員：要は、この□□さんの娘さんは□□さんといわれる方ですね。□□さんという方は農業経験があつて、農機具はそこに常時あるということの確認ですけれども、それでいいんですか。

○委員：はい。このトラクターは買いましたと。

○委員：将来は……。

○委員：やるのは□□さんです。しかし、子供さんが助ける、田んぼの手伝いをするといった内容で娘さん夫婦も協力しますと。ただそれだけです。

○委員：前、農業委員会の中で、熊本県とか遠方になったときには1回、否決といたらいけないけれども、時間がかかるところで何が農業かという部分があつたものですから、本当に農業をそこでされるかどうかという確認をひとつ取っておかないといけないなと思って。あくまでも譲受人は熊本の方になりますものですから、どうやって機械を動かして、そのたびにタイムリーに來れない状況もあるんじゃないかということで確認をしたわけです。分かりました。

○委員：本来、私も個人的に車で、GPSで行ってみたいなどちょっと思ったんですけれども、

書類上は農事法人で、土地の貸し借りで4万平米ぐらい台帳上はきちっと整備してありました。向こうからの農業委員会の資料もつけてあったですかね。係長、向こうからの資料も間違いないということで……。

○事務局：耕作証明書も頂いてます。

○委員：資格証明もあるんでしょう、農家してあるという□□さんの。

○事務局：はい。それが耕作証明書ということで頂いています。すみません、先ほど説明の中で経営者ということでお話ししましたが、今、確認をさせていただきましたら、耕作の経営者は息子さんでした。世帯としてお母さんのほうが買われるということです。世帯としてですから、面積条件は満たしています。

以上です。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：よろしければ、採決を採りたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。本案は御異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

では、次のページ、7ページをお開けください。

議案第12号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について地区担当委員の□番委員、□□委員さん、説明をお願いいたします。

○委員：では、御報告をさせていただきます。

譲受人、筑紫野市□□、□□株式会社ですね。□□さんでございます。譲渡人、福岡市□□、□□さん。申請地、□□、1筆。地目は田です。344平米。転用目的、倉庫建築、駐車場。契約内容は賃貸ですね。それで、このほか、工事期間については施工済みという形で、この施工済みが若干早くて平成13年頃という話なので、私どもも知らないうちからいろいろ先に建っていたんですけれども、それが現状になっています。

審議内容としましては、用排水処理の承諾書の添付、都市計画については区域外という形になっております。

この分が今頃なぜ申請がなされたかというのは、お母さんから息子さんに贈与がなされたのではないかなと思います。いろいろあってこういうふうな形になっていて、知らなかったということでこういう申請がなされているような状態でございます。だから、今のところちょっと問題に

なっているのは水利の関係です。その分で若干地元の方と折り合いが悪かったんですけども、それもお話がついて今日の状態になっていると。

以上でございます。

○議長：ありがとうございました。事務局のほうから補足説明をお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員さんに説明いただいたとおりでございます。

若干補足でございますが、申請地につきましては周囲を宅地、それから農地に囲まれた集団性のない農地の一部ということで、農地区分として第二種農地となります。

今回の申請地の目的でございますが、□□の食酢の販売等を行っている□□という店舗が、現在、倉庫、それから駐車場として利用している箇所でございます。申請人は、今回の件につきまして、農地法について十分に理解していなかった、今後このようなことがないように農地法を遵守していくということで始末書のほうが添付されております。資金計画については、現状と変わらないために、特に資金はございません。水利承諾につきましても条件は付されておりませんでした。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件につきまして質疑・意見のある方はお願いいたします。はい、どうぞ。

○委員：転用目的で倉庫建設とかという言葉ですけども、倉庫を建設するというあれがあるんですか。よく分からないけれども、ちょっとそこを説明願いたいと思います。

○事務局：現状としては変わらず、何も工事も発生しませんけれども。

○委員：発生しないのに転用目的は倉庫建設とか書いてある。

○委員：もともこの□□という方は、大野城か何かで酢の製造をされている方だと思うんですよ。最初、□□に40年近く前からあったんですもんね。だから、最初、倉庫として建てられたんだと思います。

○委員：でも、転用目的で……。

○委員：最初は、ここは酢を置く倉庫か何かで建てられたんだろうと思います。最近も□□のほうで酢を作っておりますので。

○委員：転用目的は、現在は倉庫の状態だから倉庫建設としてあるんですか。

○委員：もう随分前のことだから分かりませんが、倉庫で申請されてあったんだと思います。

○委員：もともとそこは田んぼですから。書面上は田んぼじゃないですか。だから、転用目的で今度倉庫建設と駐車場と書いてあるので、平成13年と言っておられるけれども、その転用目的が……。まずその倉庫建設というのはありきですよ。既に建っていたわけですよ。

○委員：現在はですね。

○委員：現在もう建ってるわけでしょうが。

○委員：建っております。ですから、この表現の仕方が若干……。

○委員：表現の仕方が、倉庫建設とかいう言葉が適当なのかどうかということを言っているわけですよ。

○委員：倉庫で切ったほうがいいのかもしいかな。

○委員：今から建つような感じじゃないですか。

○委員：だから、この転用目的は、倉庫建設じゃなくて倉庫・駐車場だと理解していただければありがたいと思いますけれども。

○委員：そうですよ。何かそこがちょっと……。

○委員：30年ぐらい前に建っていますので、建設というのはおかしいかもしれない。

○委員：構造規模が「現況のまま利用」だから、建ってしまったということになりますからね。だから、建設のためじゃなくて、建設をなくすということでしょう。

○委員：そうやったらすきっとするけど。

○委員：だから、倉庫・駐車場という理解をしていただければありがたいと思います。

○委員：で倉庫建設といったら、今建っていない倉庫を今から建てるような感じに思えるじゃないですか。それをちょっと言ったんです。だから、倉庫が今建ってるなら……。始末書を書かされてるのは倉庫が今既に建っているということなので、そっちの表現のほうがいいじゃないですかと。

○議長：前回の懸案部分でもあったかと思えます。今回上がってきました関係から、承諾等いろいろな形が取れたということもありまして、地元との折り合いもそれなりについたということらしいです。現実、今言われますように一部分に倉庫が建っています。前の土地からつなぎでですね。そして前を駐車場にしてあるということです。本来それを簡単に認めるというのはいけないことなんです、今、説明がありましたように始末書をですね……。始末書を出せば簡単にできるのかという話はございましょうが、そうじゃなくて昔からいろいろあったみたいで、そういったところからこれで御了解いただけないかということで上がってきているということです。

ほかにございせんかね。

(なし)

○議長：いろいろありましようが、決議を採らせていただきたいと思います。

採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めて、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

では、10ページをお開けください。

議案第13号、非農地証明願に関する件を議題といたします。説明を先にしていただいて、質問までお受けします、一つずつ。そして、最終的な採決はまとめてさせていただきたいと思いますので、もし妙なのがあれば別にいたしますが、そういうことでよろしくお願いいたしたいと思います。

ではまず1番につきまして、地区担当委員であります□番委員の□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：申請人、筑紫野市□□、□□。申請地、□□、地籍、畑、13平米ですね。申請内容、当該地は平成4年より里道の一部として利用のため、現況は雑種地となっているということです。これは、13ページの地図を見ていただければ説明しやすいんですけども、該当地のすぐ下に□□というのがある、こちらが申請人の□□さんの妹さんの御自宅なんだそうですよ。で、最初はこの宅地のほうに引っかかっているんじゃないかと心配していらっしやったんですけども、話をしてみると一部残っていた部分が今回の申請地ということになります。

現場は、2メートル前後ぐらいの奥の田んぼへの入口の農道というか、里道状態になっています。現状の雑種地を認めた後も、そういう道路というか、道として以外の活用方法はありませんので、特に奥の□□ですか、こういう奥の農地のほうに行く道としてしか利用価値がありませんので、このまま申請を認めていただいても差し支えないのかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長：ありがとうございました。事務局より追加がありましたら。

○事務局：特にございません。

○議長：意見・御質問ございましたらお願いします。

(なし)

○議長：じゃあ、2番に行かせていただきます。

2番について地区担当委員であります□番委員の□□さん、よろしくお願いいたします。

○委員：□番です。申請人、筑紫野市□□、□□さんです。申請の表示地、□□、1筆です。地目は今、畑となっております。ここには今、槇の立木がこの三百八十何ぼの畑の中に全部植わっていて、3分の1強の立木は切っておりますが、まだ3分の2弱が立木として残っております。

15ページの地図を見てもらうと分かりますけれども、これは□□から□□のほうに抜ける道沿

いです。□□さんは、今、イチゴを作っておりまして、□□を今度変更するわけですが、その上側、□□は資材置場となっております。それから、この□□の現況する分の下の□□、このことの間は2メートル近くの段差になっておりまして、□□の建屋と農地の間が1メートルぐらいあると思います。ということで、現在、畑になっておりますが、現況の山林にしたいというお話がありました。

以上でございます。

○議長：事務局より追加がありましたらお願いします。

○事務局：特にありません。

○議長：それでは、質問・御意見等がございましたらお願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、次に行きます。

□番について地区担当委員であります□□委員さん、よろしくお願いします。

○委員：□番、申請人住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示住所、□□。地籍、畑、1,292。この当該地は56年から耕作放棄地になっていたということです。おやじさんが亡くなってから二、三十年たつんじゃないでしょうかね。で、今は山林になっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局のほうからありましたら。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対して質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、次に行きます。

4番、地区担当委員であります□番委員の□□委員さん、お願いいたします。

○委員：4番、申請人、筑紫野市□□、□□。申請地、□□、地籍、田、0.15平米。申請内容、当該地は平成8年より敷地の一部として利用のため、現況は宅地となっている。国土調査が平成16年に行われたらしくて、そのとき錯誤登記、俗に言う登記漏れみたいな形になっております。位置図ですけれども、18ページとその下が19ページですね。上が□□、こちら辺りが□□さんの資材置場となって、自宅もここに建っております。□□さんは、その右側、□□が自宅となっております。そういう感じです。

以上です。

○議長：ありがとうございました。事務局より何かございましたら。

○事務局：ありません。

○議長：本件につきまして、質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：それでは、5番に進みます。

地区担当委員であります□番委員の□□さん、よろしくお願いします。

○委員：5番、筑紫野市□□。申請人、□□。申請地の表示、筑紫野市□□。畑、1,133平米です。当該地は40年頃より杉の植林をされています。それで、ここの市の農林土木から依頼がありまして一緒に行きましたけれども、幅1メートルぐらいの物すごく急な勾配があるところで、畑も作られるようなところではありません。食糧難のときに、国が作らせたようですね。それを知らなくて杉の木を植えておられます。

地図は、20と21ですね。□□というところですね。バイパスの上に橋が架かっていますね。あれを渡って行ってすぐです。そして、ここに谷が幾つかあるんですよ。下に民家があります。21ページの真ん中辺に□□と、左側□□に倉庫があります。その下には□□線の線路があるんですよ。

ここを山林へ地目変更してくださいと、県の農林事務所から依頼があっているんです。そして、保安林に指定されるんですね。そして、ここは危険地域だから砂防堤を造ってやるということで、今年度の予算も組んでいるようなんです。

それぐらいです。

○議長：ありがとうございます。事務局のほうから何か、いいですか。

○事務局：特にありません。

○議長：質疑・御意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：全案件とも質疑ございませんでしたので、これより採決を行いたいと思います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認め、よって本案は原案のとおり可決することいたします。

最後の議案です。

地図の一番最後の次のページをお開けください。先ほどの説明の次の次ですね。

農政議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

1ページを御覧ください。

番号2-05-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。住所、□□。

所在地、□□、地目、田、面積、2,828平米、農振区分、農用地。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、水田。期間につきましては令和2年6月11日から令和8年6月10日までの6年間、賃借料につきましては10アール当たり玄米60キロとなっております。以降の詳細につきましては、事前にお配りしておりましたので、お読み取りいただければと思います。

最後に7ページを御覧ください。

合計になります。件数といたしましては、更新が24件、新規20件、合計44件、筆数といたしましては、更新が56筆、新規が49筆の合計105筆、地籍としては17万3,229平米となっております。

説明は以上になります。御審議をよろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございました。本件に対して質疑、御意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りします。

本案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって本件のとおり決定することといたします。

全議案終わりました。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第5回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。